

第百二十八回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第三号

平成五年十二月十五日(水曜日)

午後零時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小川 仁一君
理事 鎌田 要人君
星野 朋市君
岩本 久人君
有働 正治君

委員

石渡 清元君
狩野 安君
関根 則之君
松浦 功君
岩崎 昭弥君
大淵 絹子君
三上 隆雄君
渡辺 四郎君
統 訓弘君
釘宮 磐君
山崎 順子君
長谷川 清君
西川 潔君

衆議院議員

交通安全対策特別委員長 山田 英介君

国務大臣

自治大臣 佐藤 観樹君
国務大臣 (総務庁長官) 石田 幸四郎君

政府委員

警察庁長官官房 廣瀬 権君
総務庁長官官房 根本 芳雄君
交通安全対策室

事務局側

自治大臣官房長 遠藤 安彦君
自治省財政局長 湯浅 利夫君
常任委員会専門員 佐藤 勝君

説明員

人事院事務総局 職員局職員課長 石橋伊都男君
国土庁地方振興局総務課長 滝沢 忠徳君
自治大臣官房総務課官 松本 英昭君
自治省行政局公務員部長 鈴木 正明君

本日の会議に付した案件

○自転車利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小川仁一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君から趣旨説明を聴取いたします。山田英介君。

○衆議院議員(山田英介君) ただいま議題となりました自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

近年、近距離交通手段としての自転車利用の増大は、鉄道駅周辺等における大量かつ無秩序な自

転車の放置等さまざまな社会問題を提起するに至りました。

このような情勢に対処するため、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律が昭和五十五年第九十三回国会において自転車に関する基本法として制定されました。以来、この法律に基づき、地方自治体を中心とした自転車駐車場の整備や放置自転車の整理、撤去等の駐車対策が講ぜられた結果、一時は全国で約百万台を数えた放置自転車が八十万台余にまで減少いたしました。しかしながら、最近再び放置自転車が増加の傾向を示し、さらには原動機付自転車の放置もこれに加わるなど事態の悪化が憂慮される状況にあることから、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに有効適切な措置を講ずべきであるとの国民的要請が強まっております。

このような状況にかんがみ、自転車等駐車対策の総合的推進を図るため、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の主な内容について御説明いたします。

まず第一に、地方公共団体または道路管理者は、自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においても、一般公共用自転車等駐車場の設置に努めることとしております。

第二に、鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等との協力体制の整備に努めることとしております。

第三に、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、市町村長が撤去した放置自転車等の保管、処分等に関する規定を整備することとしております。

第四に、市町村は、自転車等の駐車需要の著しい地域等において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聞いて自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができることとしております。

第五に、市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対策協議会を置くことができることとしております。

第六に、原動機付自転車の駐車対策についても、自転車と同様の措置を講ずることとしております。

第七に、自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならないこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

なお、この法律案は、衆議院交通安全対策特別委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案として提出され、衆議院で可決されたものであります。

い地域等において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聞いて自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができることとしております。

第五に、市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対策協議会を置くことができることとしております。

第六に、原動機付自転車の駐車対策についても、自転車と同様の措置を講ずることとしております。

第七に、自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならないこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

なお、この法律案は、衆議院交通安全対策特別委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案として提出され、衆議院で可決されたものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(小川仁一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

——別

に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川仁二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、岩本君から発言を求められておりますので、これを許します。岩本久人君。

○岩本久人君 私は、ただいま可決されました自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本・新生・改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関し、左記の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、鉄道駅周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、鉄道事業者の地方公共団体等との緊密な協体制の構築について十分指導すること。

二、自転車等の駐車対策を推進するため、国及び都道府県は市町村の実施する自転車等駐車対策に適切に協力するよう努めること。

三、自転車等駐車場の整備を促進するため、現行の助成制度の活用を図るとともに、競輪収益の活用についても、引き続き継続すること。

四、自転車利用者の交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等を図るため、学校等における交通安全教育等の充実強化に努めること。

五、自転車防犯登録の義務化に当たっては、その適切な運用に努めるとともに、自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること。

六、撤去自転車の再利用による発展途上国への無償供与、レンタサイクルの導入等により、放置自転車の解消と資源の有効利用を図ること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(小川仁二君) ただいま岩本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川仁二君) 全会一致と認めます。よって、岩本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石田総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石田総務庁長官。

○国務大臣(石田幸四郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を尊重し、関係省庁との緊密な連携のもと、自転車等の駐車対策の総合的推進等に努力してまいりたいと考えております。

○委員長(小川仁二君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(小川仁二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川仁二君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤自治大臣。

○国務大臣(佐藤観樹君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。今回の補正予算により、平成五年度分の地方交付税が一兆六千六百七十五億二千円減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、交付税特別会計借入金を一兆六千六百七十五億二千円増額し、この額については、平成七年度から平成十三年度までの各年度において償還することとしたのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小川仁二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○有働正治君 私は、きょうは具体的な問題で御尋ねいたします。一つは天草のリゾート開発の問題であります。

この天草海洋リゾート開発の問題は、正確にはリゾート法の基本構想の承認を受けている天草海洋リゾート基地構想と言いますが、この中核地区で西武鉄道がゴルフ場を中心に進出する本渡市、五和町では、熊本県とともにリゾート法成立直後の八十七年十二月、西武鉄道とゴルフ場開発の進出協定を結んでいます。県の協定者は当時の細川知事。この協定に基づきまして市や町はそれぞれ観光振興公社を市、町の一〇〇％出資で設立しています。市が四人の職員を、町は五人の職員を配置しています。そして、県の指導のもとで八十八年二月に市や町が西武鉄道と結びました用地買収事務委託契約、これは、公社に用地買収をさせて用地買収終了後に一括して西武鉄道が買い取るというものであります。

用地買収が終わればゴルフ場開発はできたも当然と言われています。西武鉄道はわずかな事務委託契約の負担だけで、地方自治体をいわば下請企業のように使ってゴルフ場反対の地権者説得を初め一番困難な部分を肩がわりさせて用地買収を進めるといふ仕組みがつくられているわけでありま。しかも、その後に、用地買収が完了しなければ西武鉄道が一切責任を負わずにゴルフ場開発を中止できるという協定の変更が行われました。

〔資料配付〕

○有働正治君 その協定文の中で、西武鉄道は、「期間内に用地買収が明らかに完了しないとき、又は開発事業をとりまく環境が著しく悪化したとき、並びに社会情勢の著しい変化等により事業の遂行ができないと判断されるとき本事業を中止することができるとする。」さらに、この中止につきましても「相互に何等の責も請求しないものとする。」というふうに明記されています。その後、この中止につきましても、開発可能かどうかの判断は西武側が判断するということも追加されています。

つまり、西武鉄道の判断で一方的に事業を中止することができるようになっておりました。ほとんど西武のフリーハンド、しかも、西武側はそのことによる責任は一切問われない、リスクはすべて自治体側が負うという、いわば不平等協定と言わざるを得ないものになっていると私は考えるわけでありま。

そこで、まず国土庁、自治省にお尋ねしますけれども、このような内容について御存じでありますでしょうか。

○委員長(小川仁二君) 政府委員でない方の説明はやりなという方針が与党・政府で決まっておりますが、政府委員が出られない理由を明らかにしてからあなたの御説明を願います。

○説明員(瀧沢忠徳君) 大変恐縮でございますが、私、国土庁地方振興局総務課長でございます。

用地買収が終わればゴルフ場開発はできたも当然と言われています。西武鉄道はわずかな事務委託契約の負担だけで、地方自治体をいわば下請企業のように使ってゴルフ場反対の地権者説得を初め一番困難な部分を肩がわりさせて用地買収を進めるといふ仕組みがつくられているわけでありま。しかも、その後に、用地買収が完了しなければ西武鉄道が一切責任を負わずにゴルフ場開発を中止できるという協定の変更が行われました。

総合保養地域整備法を担当いたしておりますので、御説明をさせていただきますと思います。

○委員長(小川仁一君) ちよっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小川仁一君) 速記を起こして。

○説明員(滝沢忠徳君) 大変恐縮でございます。

お答えをさせていただきますと思います。

総合保養地域整備法におきましては、基本的な仕組みといたしまして、都道府県が民間事業者の能力を活用しつつ、基本構想に基づき計画的にリゾート整備を進めることとされております。そして、国はこうした都道府県の主体的な取り組みに對しまして支援や協力をを行うこととされているところでございます。したがって、個々の地方公共団体がリゾート整備を進めるに当たりまして民間事業者と具体的にどのような協定を結んでいくかなどにつきましては、こうした法律の仕組みにかんがみまして、国といたしまして逐一把握する仕組みとはなっていないわけでございます。

そういうことで、ただいま御指摘の点につきましては、私どもといたしましては具体的に承知いたしておりませんでした。

○有働正治君 知っているか知っていないか、一言でいいですか。

○説明員(松本英昭君) 自治省といたしましては、協定につきましては聞いておりますけれども、詳細な経緯、内容につきましてはまで承知をしていないわけではございません。

○有働正治君 協定内容は知っているということですから、しかるべき内容も御存じのはずであります。

リゾート開発というのは、どうしても有力な企業に来てもらいたいという自治体側の願望もあります。同時に、そのために弱みといえますが、相手側に譲歩してしまふ傾向もあるわけであります。ますますその傾向がバブル崩壊後強まっているようにも思う、そういう典型の一つとして私はこの問題を取り上げているわけであります。こうしたリスクを承知の上で自治体側も協定を

締結せざるを得なかった状況があるようでありますが、同時に自治省としては、常日ごろから地方団体の健全な財政運営の確保という観点からさまざまな指導、助言を行う立場にありまして、また実際にやってきたところでもあります。

例えばさきの通常国会でも質問しましたが、リゾート開発等の第三セクターの債務にかかわる損失補償契約等の設定につきましては、各地方団体の将来の財政への影響も十分考慮して慎重に対処するようにとの指導を行っているはずであります。この天草リゾートのような協定は、損失補償契約のような具体的なものではもちろんありません。しかし、自治体が一方的に行財政上のリスクを負うという点では共通の精神にかかわるものがあると考えるわけであります。

そこで自治省にお尋ねします。

自治省として、行財政上の健全性の確保という点から見まして、熊本県や関係自治体の実情を開くなりして、必要ならば適切な指導、助言を行うというお考えはございませんか。

○政府委員(湯浅利夫君) いろいろな地方団体の財政運営につきまして、自治省といたしましては、かねてから法令に従って適正に財政運営をしていただくように指導しているところでございまして、財源の計画的、重点的な配分に徹して節度ある財政運営を行ってほしい、こういうことを毎年度の財政運営通達などでも申し上げているところでございますけれども、これは自治体の御判断で仕事を処理されるということが建前でございますので、これらにつきまして、個々具体的な問題について自治省が指導をするというようなことは私ども考えていないところでございます。

それぞれの自治体におきまして、議会もお持ちでございますし、それぞれの御判断で、財政上の影響も含めまして多面的な見地から検討なされた上でこういう施策が決定されたものというふうに考えておりますので、関係団体において適切に対処していくものと考えているところでございます。

○有働正治君 自治体にとっては非常に大きな問題となっております。

資料をお配りいたしましたのでごらんいただきたいと思いますが、ゴルフ場用地買収費のための借入金だけでも、本渡市で四億五千七百万円、財政規模が五十億の五和町では九億六千四百万円、約十億円の借入。人件費負担だけでも、本渡市で一億円、五和町で一億数千万円。五和町は当初、男子職員全員の五十人余りが、勤務を終えた後、土地買収に文字どおり総動員された実情があります。その心労というのは本場に言い尽くせない、こんな嫌な仕事はしたくない、そういう負担を含めて西武側に何らかのお願いができないかと心では思っているけれども、協定上、我々の責務を完遂しないという思いは思っても言えないというのを私にも訴えていました。一連の負担というのはいずれも西武側に何らかの考慮されていない、これが今の自治体の実態であります。

確かに地方自治体や民間企業に対して直接口を出すことができないといたしましたが、この西武鉄道がどういう態度をとるのか、自治体住民が一方的犠牲にならないように注目しているぞというような姿勢をぜひ示していただきたい。余りにも大企業に一方的で、自治体だけが犠牲をこうむるようなこういう協定なり、開発の状況、負担の状況、犠牲の状況等々は私は問題ではないかという立場から質問しているわけであります。

大臣にお尋ねいたします。

こういう実情、こういう御感想をお持ちでいらっしゃいますようか。

○国務大臣(佐藤誠一郎君) 本問題につきまして、総務審議官の方がずっと担当しておりますので、総務審議官の方から答弁させます。

○説明員(松本英昭君) リゾート法につきまして、それぞれの地域の総合的な地域づくりの中に位置づけまして、長期的な展望に立つてこれを推進してまいることといたしております。

そういう中で、それぞれ地域の実情、いろんな状況の中でリゾート開発を進めてまいります際

に、そういう事情をしっかりと協定協議等も行われているわけでございまして、自主的、主体的な地域の取り組みということが基本になっていると私どもは考えているわけでございます。

そういうことでございまして、私どもといたしましては、相談があればこれに応ずるということとはございまして、今の地域の自主的な判断というものを尊重してまいらなかならない、かように考えているところでございます。

○有働正治君 事態の推移を関心を持って見ていくぐらひの決意は表明してもらってもいいんじゃないかと思うんですけれども、簡潔に自治省と国土庁。

○説明員(松本英昭君) 地域の自主的な取り組みというものを尊重してまいり、またそれに応じて私どもとしても御相談には応じてまいりたいということでございます。

○説明員(滝沢忠徳君) 私どもといたしましては、リゾート整備構想が全体として着実に推進されますよう、今後とも地方公共団体に対していろいろな意味での協力、支援をしてまいりたいと思っております。

特に今後、関係省との連絡を一層密にしながら、また関係省庁との連携を図りながら、国等の関連支援施策の活用促進であるとか、あるいは地方公共団体に対しましてリゾート整備に関する情報提供、アドバイザーの派遣等適切な支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

○有働正治君 やはり現場で聞きますと、これだけ本間に西武のために心労して、もうこんな嫌な仕事はないと。しかも財政負担は全部、人件費も何も自分持ちです。こういう事態、やはり自治大臣としての感想を一言いただきたい。

○国務大臣(佐藤誠一郎君) 先ほど総務審議官からも答弁させましたけれども、御承知のように、基本的には自治というものは自分の責任においてやるというのが基本でございます。そういった意味におきまして、本渡市なりあるいは五和町なりが議会も含めて御了解のもとに事業を進められてい

と承知をしておるわけでございます。

したがって、向こう側から何か御相談があり、向こう側というのはつまり本渡市なり五和町なり、そういった方から御相談があれば我々としてもいろいろの助言をしますけれども、基本はみずからの責任において行っていたかどうかというのが私は自治の本旨だというふうに考えております。

○有働正治君 もう一点お尋ねします。

宮城県における空出張による裏金づくりの問題であります。

十一月三日の朝日新聞で、空出張で知事選資金、続いて十一月二十八日の朝日新聞で「カラ出張で自民へ資金」というような大きな見出しで、宮城県庁において組織的な空出張で裏金をつくって、それを知事選の資金等に充てていることが県庁関係者の証言で明らかになったと報道されております。

そこで自治省にお尋ねしますが、この報道によりまして、自治省は宮城県に対し真相を究明して報告するよう指示したとありますが、事情を聞くなりしておられるかどうか、県は調べてみると言っておられるようでありますが、自治省にその報告をするようになっていくのかどうか、そこら当たりについて簡潔にお願いします。

○説明員（鈴木正明君） 平成五年の十一月三日あるいは二十八日に宮城県にしまして報道されたわけでございますが、報道されるようなことはあつてはならないことだと思ひます。

この問題につきましては、県当局に事情を聞きまして、県当局として事実関係の調査を行うというところであります。またその結果につきましては自治省にも報告をするということになっております。

○有働正治君 実はこの問題につきましては、我が党に對しまして県庁の内部の方から具体的なリアルな内部の告発も行われました。そういうことで、十数年前にもこの問題がいろいろ取り上げられたということにもかんがみまして、朝日報道はむげに否定できない状況があるのではないかとい

うことで私は質問しているわけであります。

私どもに届きましたその告発文によりまして、宮城県庁でつくられた裏金は年間約十億円に上る。その使途は、政府予算対策費等に三割、関係団体職員の見舞費等に三割、その他に残り四割が充てられている。この裏金のつくり方は、まず空出張、そして報酬、報償等によるにせの名簿をつくっての現金化、食料費、紙代の超過支払いによる現金のバック等々といったいろいろな方法があります。少ない部課室で三百万から五百万、多い部課室で千四百万から一千八百万、平均して一千万円見当で、仮に約百部課室で約十億円となる。こうしたことであるが、それでも現金づくりも使ひ方も山本県政時代はつましくやっていた。しかしながら、本間県政になって間もなくから、つくり方も使ひ方も何とも派手になってきた。地方自治を憂える立場から私は述べます等々がしたためてあります。

十億というのは、あくまでもこの人の推定金額のようであります。いづれにしても、大がかり、組織的に行われるという疑惑についての告発であります。

今審議していただきます地方交付税交付金の一部も出張旅費や人件費等に回されているはずであります。国費の使い道にも関連がないわけではないわけでありまして。そういう点から見まして、この事態は政府の国民の税金の使い道にもかかわるといふ関連から見まして自治省としても注視して対応が求められるというふうに考えるわけであります。が、大臣、いかがでありますか。

○国務大臣（佐藤観樹君） 公務員部長から申しましたように、今もし御指摘があるようなことがあつたとしたらこれは大変なことだと思ひます。あつてはならないことだと思ひます。認識でございます。

したがって、自治省の方から宮城県の方にこれは照会をするというか、調査の報告を上げるようにということになっていくわけでございまして、また御承知のように、公務員のパーティー券

の関与等の禁止に関する条項は地方公務員法にもございまして、また政治資金規正法の中にも追加をしておりますので、したがって、なおそういった面でも私どもも注意をして、調査をとりあえず待ちたいと思つております。

○有働正治君 時間が参りましたので、これは本当に大臣も言われているように、あつてはならない大きな問題であります。したがって、県の方から報告が来ましたら当委員会にきっちり報告をいただこうと思ひたいと思ひます。

自治省側及び委員長に取り扱いをよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでありますか。

○国務大臣（佐藤観樹君） 御質問があれば、その折にでもまた宮城県から来ましたものを公表させていただきます。と存じます。

○有働正治君 終わります。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。短い時間でございまして、早速にお願ひいたします。

自治大臣に地方公務員の介護休暇制度について御見解をお伺いしたいと思ひますが、高齢化の進展に伴ひまして、寝たきり、痴呆症など介護を必要とするお年寄りの数は年々多くなつております。その介護を在宅で行うため、家族も仕事をやめなくてはならなくなる場合も少なくはございません。

そうした中で、近年、介護休暇制度の必要性がクローズアップされているわけです。また、公務員の介護休暇制度につきましても、ことしの八月に人事院が内閣に提出した勤務時間等に関する報告の中で、介護休暇制度を国家公務員にも導入する必要性がある、こう提言いたしております。

一方、地方自治体におきましては介護休暇の取り扱いについて、八月二十二日、共同通信の調査では約八割の都道府県が何らかの形で介護休暇制度に似た取り扱いを認めているという結果が出ておりましたが、この調査結果の内容につきまして自治省としてどのように考えておられるのか、まずお伺ひいたします。

○国務大臣（佐藤観樹君） 今、西川委員から御指摘のように、ことし八月三日の人事院報告にもございまして、介護休暇制度につきまして、労働省が調査したところでは民間の従業員の四・三％が何らかの形で介護休暇制度を有する事業所に雇用されているということも出ておりました。そのような情勢のもとに「総合勘案をすれば、公務においても家族の介護のための休暇の導入に踏み切ることが適当であると認められる。」ということが書いてあるわけでございまして、いづれにいたしましても、公式にこれから総務庁の方に人事院からの意見の申し入れがあるというふう聞いております。

この問題は、私たちは、地方公務員は国家公務員と一緒に申すところでしょうか、均衡というものを図りながら進めるべき問題だというふうに基本的に考えております。

○西川潔君 今回人事院が提出した報告の中では、立法措置の意見の申し出ということでありますが、この申し出と実際の立案スケジュール、近日常にも出されるということでございますが、実施時期の見込みについて人事院、また、地方公務員につきましては今の調査結果を見ましてもその必要性がうかがえると思ひますが、自治省には地方公務員の介護休暇制度についての準備状況と今後の方向性について、大臣の御見解もあわせてお伺ひできればと思ひます。よろしくお願ひします。

○説明員（石橋伊都男君） お答えいたします。

人事院は、介護休暇の新設を含めまして、国家公務員の勤務時間及び休暇に関する法律を制定していただきますように、意見の申し出を近日中に国会と内閣に対して行うことができますよう鋭意作業をしております。

なお、実施時期の問題につきましては、私どもの方で意見を申し上げました後、政府における作業、さらに国会での御審議の關係もございまして、具体的な日時ということを私どもから申し上げるのは必ずしも適切ではないのではなからうか

というふうな考えておりますが、審議の結果、早い時期から実施できることになれば大変喜ばしいことだ、かように考えておる次第でございます。

○説明員(鈴木正明君) ただいまお話しのごさいました点でございますが、必ずしも人事院報告で提言されている介護休暇制度とは同一ではないんですが、同じような趣旨で家族の看護のための欠勤等を認めている都道府県がかなりあるというふうな承知をいたしております。これらの地方団体の多くは、制度上の休暇というよりも、家族の看護に關しまして欠勤を認める場合についての取り扱いを定めるというやり方で運用しているようでございます。

お尋ねの介護休暇の制度化につきましては、ただいま大臣からも御答弁申し上げましたように、民間準拠あるいは国家公務員に準じてその制度化を検討すべきものと考えておるところでございます。国におきまして検討の状況を見ながら、国に準じた措置をとられますように地方団体につきましても指導をしたいと思います。

○西川潔君 どうぞよろしく願ひいたします。次に、不法滞在外国人の未払い医療費の問題について伺いをいたします。

この問題につきましては、五月十三日の委員会におきまして質問をさせていただきました。自治省としての対応を伺ひいたしましたところ、當時は村田大臣でございましたが、御答弁をいただいた中で、厚生省そして法務省と相談をして早急な対応で臨むという御答弁をいただいたわけですが、伺うところによりますと、自治省では十一月十五日付で厚生省に對しまして問題解決のため抜本的な対策を講ずるようという申し入れを行ったというところを伺ひいたしております。

題につきましては、御質問いただきました私どももいろいろと検討をしたわけでございますが、これは、基本的には国において全国的な立場から対策を講ずべきものという考え方から、先ほど御指摘のありましたように厚生省に對して申し入れを行ったところでございます。

厚生省におかれましては、不法滞在外国人等に対する医療保障につきましては、不法就労を奨励するものであつてはならないと同時に人道的な問題でもあるので、早急に新たに多様な観点から対応策を検討するための検討会を設置し、どのような対策が可能か検討することとされていると聞いておるところでございます。

自治省といたしましては、今後とも引き続き厚生省において抜本的な対策を講じられますように求めてまいり所存でございます。

○國務大臣(佐藤謙吉君) 資料によりますと、全国自治体病院協議会が負担をしております不法外国人の未払いの医療費の状況というのは平成三年度で九千八百一十一万円、それから日本赤十字社が二千九百八十八万円、こういう数字になっておりまして、自治体側が負担をしなければならぬという場合が非常に多いわけでございます。

したがいまして、私たちの方としましては厚生省の方に抜本的にひとつ検討してもらいたいというところをお願いしたことは申し述べたとおりでございますが、総務審議官から申しましたように、問題は、不法外国人の医療費を見るところには不法外国人というのが入つてきてそれを何か奨励をするような格好になつてしまふ結果になつても困る、しかしそれはいつても、一方ではやはり日本として人道上的問題もございまして、そのあたりを含めて、難しい問題でございすけれども、厚生省の方に国としてどうすべきかということを検討してもらつてゐる、こういう状況でございます。

すから、質疑は終局したものと認めます。
暫時休憩いたします。
午後零時四十一分休憩

午後十一時十分開会

○委員長(小川仁一君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

つての深刻な地方財政危機を再燃させるおそれがあるものとして大いに問題があると言わなければなりません。

以上、本改正案は、政府の経済、財政運営の失敗を地方にしわ寄せし、地方財政の健全性を損なう措置を講ずるなど、とても容認できるものではないことを表明して、私の反対討論を終わります。

○委員長(小川仁一君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

五

件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項第二号中「二兆千二百八十一億八千二百九十九千円」を「三兆七千九百五十六億二千八百九十九千円」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「二兆千二百八十一億八千二百九十九千円」を「三兆七千九百五十六億二千八百九十九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成六年度	千九百七十九億円
平成七年度	三千九百十二億円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百七十九億円
平成十年度	五千四百四億円
平成十一年度	五千五百七十九億円
平成十二年度	六千九十八億三千八百万円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場等の整備に関する法律の一部を改正する法律案

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

題名中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改める。

第一条中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改め、「円滑化」の下に「並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止」を加え、「自転車利用者」を「自転車等の利用者」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に、「自転車」を「自転車等」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二條第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう)をいう。

第三条中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に改める。

第五条の見出し中「自転車駐車対策」を「自転車等の駐車対策」に改め、同条第一項中「自転車利用」を「自転車等の利用」に、「自転車の」を「自転車等の」に改め、「地域」の下に「又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域」を加え、「供される自転車駐車場」を「供される自転車等駐車場」に改め、同項後段及びただし書を削り、同条第五項中「自転車の整備」を「自転車等の整備」に、「相当の期間にわたり放置された自転車」を「放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれていて自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場

場」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び近隣商業地域」を「近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域」に、「自転車」を「自転車等」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「自転車の」を「自転車等の」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を同条第三項とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力するよう求めたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的な協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

第十二條第一項から第三項までの規定中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第四項中「民営自転車駐車場事業」を「民営自転車等駐車場事業」に改め、同条第五項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条の見出し中「自転車利用者」を「自転車等の利用者」に改め、同条第二項中「自転車を」を「自転車等を」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第三項中「防犯登録を受けるように努めるものとする」を「国家公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一条とする。

第七條中「自転車」を「自転車等」に改め、同

条を第十条とする。

第六条の見出し中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第一項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に、「自転車」を「自転車等」に改め、同条第二項中「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三條を加える。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができ、この場合において、当該自転車等につき、買受人がないときは売却することができ、買受人があるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その

他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については

当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。（自転車等駐車対策協議会）

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることが出来る。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域

以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のための付託は十二月三日）

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月三十日）

十二月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、住民税減税、固定資産税の減免に関する請願（第一〇四五号）（第一〇六七号）（第一四六二号）

第一〇四五号 平成五年十一月二十六日受理
住民税減税、固定資産税の減免に関する請願
請願者 福岡県行橋市中央二ノ一五〇二三
奥村富生外八十三名
紹介議員 喜屋武 眞榮君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一〇六七号 平成五年十一月二十六日受理
住民税減税、固定資産税の減免に関する請願
請願者 兵庫県姫路市木場前中町五一ノ五
神田明郎外八百八名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一四六二号 平成五年十二月六日受理
住民税減税、固定資産税の減免に関する請願
請願者 長野市古野八九〇ノ三 寺内昭外
七千十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三 三 終わり 通加 通過
九八 九八

平成五年十二月二十一日印刷

平成五年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局